



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之

〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地

TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

HP URL <https://tax-aozora.com>

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年の紅葉はどのように楽しめますか？掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

令和 7 年分年末調整 申告書様式の変更ポイント

令和 7 年分の年末調整では、令和 7 年度税制改正により留意すべき点があります。国税庁が公表した令和 7 年分の年末調整に係る申告書について、様式の変更と主な留意点を確認します。

年末調整に影響のある主な改正

令和 7 年分の年末調整を行うにあたり影響のある改正は、主に次のとおりです。

基礎控除	① 合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額を10万円引き上げて58万円とする ② 居住者は特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大37万円を加算
給与所得控除	① 給与の収入金額190万円以下について、給与所得控除額を一律65万円に ② ①に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正
特定親族特別控除	居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等を有する場合に、その親族等の合計所得金額に応じて最大63万円を控除
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる所得要件を10万円引き上げて、次とする ● 扶養親族 ● 同一生計配偶者 ● ひとり親の生計を一にする子 ● 勤労学生 58万円以下 85万円以下

変更された年末調整の申告書

(1)マル基配所に申告書が追加

基礎控除額申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となった書類(マル基配所)に“特定親族特別控除申告書”が加わり、《給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書》(マル基配特所)となりました。1枚の用紙に4つの申告書が組み込まれているため、これまで以上に確認もれがないように注意する必要があります。

各申告書について、今回の改正に伴う様式の変更と主な留意点は、次のとおりです。

(2)基礎控除申告書

基礎控除の改正により、控除額の計算での判定区分が増えました。また、様式の変更はありませんが、給与所得の所得金額の計算にあたり、改正後の給与所得控除額で計算するため、注意が必要です。

○基礎控除申告書(一部抜粋)

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	☐ 132万円以下	95万円
	☐ 132万円超 336万円以下	88万円
	☐ 336万円超 489万円以下	68万円
	☐ 489万円超 655万円以下	63万円
	☐ 655万円超 900万円以下	
	☐ 900万円超 950万円以下	58万円
	☐ 950万円超 1,000万円以下	(C)
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

区分 I

基礎控除の額

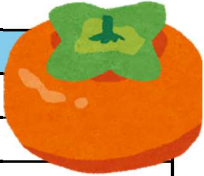
円

※ 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

(3)配偶者控除等申告書

同一生計配偶者の所得要件の改正により、配偶者控除と配偶者特別控除との境界線が48万円から58万円に見直されました。また、給与所得の所得金額は、改正後の給与所得控除額により計算します。そのため昨年と給与の年収が同額でも、所得金額、適用する所得控除、控除額が異なる場合があります。

お仕事カレンダー	
11月10日(月)	● 源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (10月分)
11月14日(金)	● 継続・有期事業概算保険料延納額の納付日 (第2期分 口座振替を利用する場合)
11月17日(月)	● 所得税の予定納税額の減額申請 (第2期分のみ) 提出期限
11月30日(日)	● 健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (10月分) (12月1日期限)
	● 所得税の予定納税額の納期限 (第2期分) (12月1日期限)
	● 個人の事業税納期限 (第2期分) 各都道府県の条例で定める日まで (12月1日期限)
	● 9月決算法人の申告・納税、3月決算法人の予定納税申告・納付期限 (12月1日期限) (前事業年度の法人の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	● 3・6・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (12月1日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



○配偶者控除等申告書（一部抜粋）

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積りの計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 勤労者以外の所得の合算額 配偶者の本年中の合計所得金額の見積り(①と②の合計額)	円	円

区Ⅱ

- ☐ 58万円以下かつ年齢70歳以上
(※3.1.1頁参照)
(老人控除対象配偶者に該当)
- ☐ 58万円以下かつ年齢70歳未満
- ☐ 58万円超95万円未満
- ☐ 95万円超133万円以下

区分Ⅱ

○ 控除額の計算

区Ⅲ

	①	②	③	(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積り(①と②の合計額)」 円
区A	48万円	38万円	38万円	36万円
区B	32万円	26万円	26万円	24万円
区C	16万円	13万円	13万円	12万円

配偶者特別控除の額

配偶者特別控除の額

※「配偶者の所得」は「配偶者の所得」として「配偶者の所得」を参考に記載してください。

(4)特定親族特別控除申告書

特定親族特別控除の適用を受けるには、この申告書に記載して提出する必要があります。令和7年分が初めてとなるため、もれのないよう、慎重に行いましょう。

○特定親族特別控除申告書

[illegible]

様式は変わりませんが.....

様式に変更はないものの、扶養控除等の所得要件が改正されたことによる注意点を、いくつかご案内します。

(1)扶養控除等申告書

令和7年分の扶養控除等申告書(マル扶)について、次の親族の「所得の見積額」欄が、58万円以下であるか確認します。

- ・ 控除対象扶養親族
- ・ 16歳未満の扶養親族
- ・ 退職手当等を有する扶養親族

収入が給与のみであれば、給与所得控除額の改正も影響し、**給与の収入金額が123万円以下であれば該当します。**そのため、該当者が増える可能性も考えられます。

また、マル扶の次の項目についても影響があります。ご注意ください。

- ・ 障害者(同一生計配偶者、扶養親族)
- ・ 寡婦(扶養親族)
- ・ ひとり親(生計を一にする子)
- ・ 勤労学生



(2)所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除を適用する際、要件に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は、その者の情報を記載します。その際の「合計所得金額の見積額」欄も、58万円以下であるか確認しましょう。

○所得金額調整控除申告書（一部抜粋）

六 扶 養 親 等	(フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日
	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		年 月 日
	あなたと左記の者の姓又 は 姓を異 なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の 住所又は居所	左記の者の 生年月日
			円

令和 8 年分のマル扶

令和 8 年分のマル扶は、特定親族特別控除の創設により、控除対象扶養親族ではなく、**源泉控除対象親族を記載**することとなりました。具体的には、**控除対象扶養親族と、「所得の見積額」欄が 100 万円以下となる特定親族を記載**します。100 万円を超える場合は、ここには記載しません。

○令和8年分の扶養控除等申告書(一部抜粋)

源泉控除 対象税族 (16歳以上) (年23.1万円未満)	1		明・大 額・平	・	・	☐ 同族老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	2		明・大 額・平	・	・	☐ 同族老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	3		明・大 額・平	・	・	☐ 同族老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族
	4		明・大 額・平	・	・	☐ 同族老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族

令和 7 年分の年末調整時に令和 8 年分のマル扶を回収する場合には、令和 7 年分との違いを理解し、混乱しないようにしましょう。

参考：国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」

画像出典：国税庁 HP「源泉所得税関係」<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokujii.htm>

お 仕 事 備 忘 録

1. **年末調整の準備**... 年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。今年の年末調整では、基礎控除・給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の改正、特定親族特別控除の創設等が行われています。特に扶養の異動状況について確実に把握できるよう、従業員に事前周知しましょう。年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいので、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

2. **年末賞与の支払準備**…年末賞与を支給する企業では、今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)...11月は、所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税第2期分の納税月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日から11月15日まで(2025年は11月17日まで)に提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

() 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。(出典: MyKomon)

(出典:MvKomon)

